

エビデンス

(食品原料)

製品名：マリンコンドロイチン®

製品略号：MC

ページ：1/2

【美肌効果について】

一般成人モニターを使った二重盲検法による食品原料マリンコンドロイチン（以下「マリンコンドロイチン」と表記）の美肌効果の検証を行った。

【試験機関】：(株)エフシージー総合研究所（東京都江東区）

【摂取期間】：4週間摂取（2005年2月中旬～3月中旬）

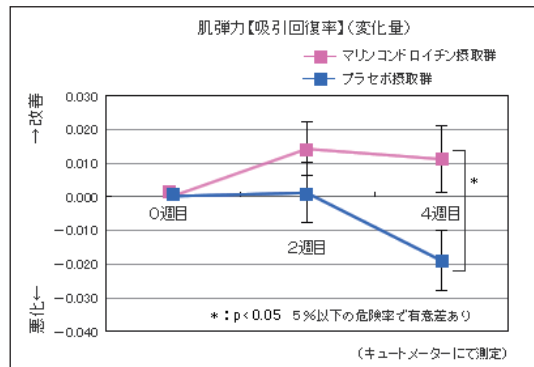
【飲用方法】：形状「カプセル」1日2カプセル摂取（1カプセル403mg）…マリンコンドロイチン摂取量：500mg/day
テスト品；マリンコンドロイチンを含むもの
プラセボ品；マリンコンドロイチンを含まないもの

【モニター】：35±2歳の健康女性で、肌タイプは乾燥肌の人
20名をマリンコンドロイチン摂取群（10名）、プラセボ摂取群（10名）に分ける。

【試験結果】

1) 肌弾力の変化

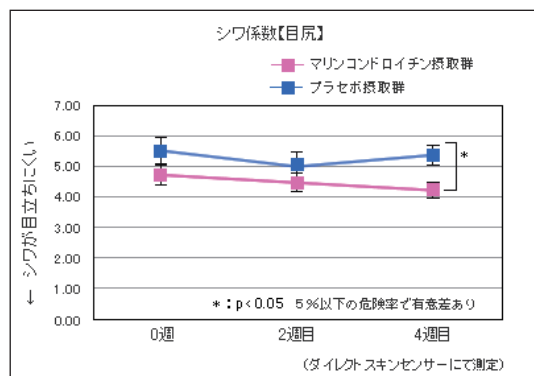
肌の弾力は一般的には加齢とともに低下する。肌を一定の圧力で吸引し、吸引を中止した後の戻り方で肌弾力を計測する。吸引回復率が高いほど、肌弾力があると言える。



スタート時を基準とした摂取2週間後および4週間後の肌弾力（吸引回復率）の変化量は、プラセボ摂取群に対しマリンコンドロイチン摂取群では良好な方向に変化し、4週間後には、2群間に5%以下の危険率で統計的な有意差が認められ、マリンコンドロイチン摂取群で肌弾力が改善したことが分かった。

2) シワ係数の変化

シワ係数は数値が小さいほどシワが目立たず、5段階に分けられる。1級「全く目立たない」3.0以下、2級「やや方向性が認められるシワが存在する」3.0～4.5、3級「シワが存在する」4.5～6.0、4級「シワがくっきりと認められる」6.0～7.5、5級「深くはくっきりと目立つシワが存在する」7.5～。シワの改善は肌の真皮部分の弾力性が改善すると認められるケースがある。



摂取スタート時には、マリンコンドロイチン摂取群とプラセボ摂取群には、有意差はなく、シワ係数はほぼ同じ状態でスタートしたが、摂取4週間後には、2群間に5%以下の有意差が認められ、シワ係数はマリンコンドロイチン摂取群がプラセボ摂取群に対し有意に目尻のシワが目立たなくなったことが分かった。マリンコンドロイチンはシワ改善効果があると言える。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣膜抽出物の登録商標です。

その他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。

エビデンス

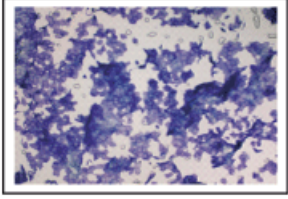
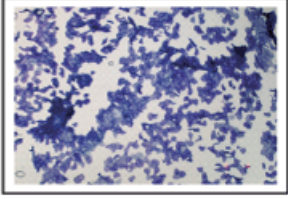
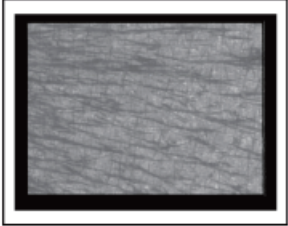
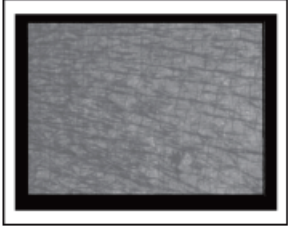
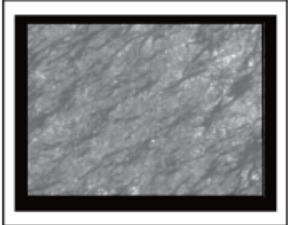
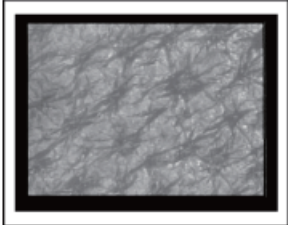
(食品原料)

製品名：マリンコンドロイチン®

製品略号：MC

ページ：2/2

3) 角質細胞写真およびシワ画像・キメ画像の変化（改善事例）

(0 週)	(4 週)	
		【改善事例 1】 M9: (角質細胞) 角層の形が均一になった。
		【改善事例 2】 M10: (シワ画像) 横シワが細く目立ちにくくなった。ふっくらとした。
		【改善事例 3】 M11: (キメ画像) キメがはっきり見え、ふっくらとしてきた。

【まとめ】

マリンコンドロイチンは、コンドロイチン硫酸以外にも皮膚組織の形成には欠かせないコラーゲンやヒアルロン酸、アミノ酸をバランスよく含んだ食品原料である。プラセボ摂取群を対照としたマリンコンドロイチン摂取群の肌への影響は、加齢とともに衰えをみせる肌弾力の改善や目尻の目立つシワの改善に効果が認められた。シワ画像やキメ画像および角質細胞から判断される画像評価から肌表面の状態が良好になったことも考え合わせると、化粧品による外からの塗布とは違い、食品の強制的な摂取によって、身体の中から肌の新陳代謝を促進し、肌表面に現れるシワの改善などに影響したと思われる。今回のモニターテストは、食品摂取によって肌弾力や深いシワなど皮膚真皮部分の状態が改善されたことを認める治験であり、経口（食品摂取）による美肌効果が期待できる結果であると言える。

「マリンコンドロイチン」、「マリンプラセンタ」は株式会社日本バリアフリーの登録商標です

「マリンコンドロイチン」は、当社の鮭軟骨抽出物（コンドロイチン硫酸たんぱく複合体）の登録商標です。

「マリンプラセンタ」は、当社の鮭卵巣抽出物の登録商標です。

この他、当資料に掲載されている当社で取扱う製品またはサービスの名称などは、当社の商標または登録商標です。

当社の登録商標の使用を希望される場合には、当社への事前の連絡及び当社の許諾が必要となります。

※当社製品を配合した健康食品・化粧品等の表示・広告宣伝は関連法規に従ってください。

※当資料にある文章・画像などの無断転載・使用を禁止いたします。